

ビーチパラソルの検査マニュアル

制定 昭和 50 年 10 月 1 日

改正 2013 年 1 月 28 日

一般財団法人製品安全協会

安全性品質について

1. 外観・形状及び構造

1.1 (2) 認定基準

「確実に取り付けてあること」とは、キャップを手で前後左右に数回押してみたとき、容易に脱落しないことをいう。

1.1 (3) 認定基準

「確実に生地に取り付けてあること」とは、傘の開閉を強く 1～2 回繰り返して行ったとき、生地と露先（骨の先端）との取付け部分が外れないことをいう。

1.1 (5) 認定基準

「確実に接続できる構造」とは、中棒の継ぎ手部分の着脱操作を 5 回繰り返して行った後、中棒を接続し、両手にて強く左右に引張ったとき容易に外れない構造をいう。

2.2 認定基準

標識の方法で図に示すとおり、石突から中棹の全長の 1/4 以上の位置に刻印またはテープ等で指示することをいう。

3.3 認定基準

(イ)「附属品の形状は先鋭でなく」とは、身体が触れたとき容易に傷害を与えるおそれのないものをいう。

(ロ)「確実に取り付けができる構造」とは、傘に附属品を取り付けて、手で前後左右に動かしたとき、附属品が容易に脱落しない構造をいう。

表示について

1. 認定基準

「容易に消えない」とは、手又は布などでこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。